

遠野市監査委員告示第3号

平成21年5月22日

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査（有価証券等・水道事業貯蔵品）を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり公表します。

遠野市監査委員 菊池君男

遠野市監査委員 瀧本孝一

遠野市監査委員 新田勝見

定期監査（有価証券等・水道事業貯蔵品）結果報告書

1 監査の目的

財産管理事務に属する有価証券等及び水道事業貯蔵品の出納及び保管に関する定期監査は、平成20年度決算審査に係る期中監査として位置づけ、年度末における財産及びその管理の状況を把握するため、地方自治法第2条第14項及び第15項の趣旨にのっとり、当該事務が適法で合理的かつ効率的に行われているかどうかについて監査することを目的に実施した。

2 監査期日、監査項目及び対象課等

- (1) 監査期日 平成21年4月8日。このほか有価証券等については、4月10日及び5月15日に再度監査を実施した。
- (2) 監査項目 平成20年度末現在の有価証券等及び水道事業貯蔵品（以下「有価証券等」という。）の出納及び保管状況
- (3) 対象課等 総務部管理情報課、会計課、水道事務所

3 監査の方法

監査書類の提出又は提示を求め、その内容について照合確認するとともに、対象課等の職員から説明を聴取して実施した。

4 監査結果等

対象課等	監査項目	監査結果
管理情報課	有価証券等に係る市有財産の管理（記録管理を含む。）、取得処分に関する事。	市が保有する株券で、一部の企業が発行している株数に差異が見られ、取得経緯等も含めた確認に時間を要した。 平成20年度歳入歳出決算の際に作成される「財産に関する調書」の基礎資料となる「有価証券、出資証券、出捐金一覧表」については適宜補正され、正確に作成されていると認められた。 有価証券等は、市有財産そのものであり、今後も適正かつ正確な財産管理に努められたい。
会計課	有価証券等（基金に属する有価証券を含む。）の出納及び保管状況に関する事。	特に問題点は、見受けられなかった。
水道事務所	水道事業貯蔵品の出納及び保管状況に関する事。	特に問題点は、見受けられなかった。